議案第７９号

渋谷区スポーツ施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２６日

渋谷区長　　長　谷　部　　健

渋谷区スポーツ施設の指定管理者の指定について

渋谷区スポーツ施設の指定管理者の指定について、次のとおり指定する。

１　管理を行わせる施設の名称

渋谷区猿楽トレーニングジム

渋谷区代官山スポーツプラザ

渋谷区ひがし健康プラザアリーナ・多目的ルーム・プール

２　指定管理者となる団体の名称

ＰＬＡＹ！　ＳＰＯＲＴＳ　ＳＨＩＢＵＹＡ　パートナーズ(構成団体　株式会社渋谷サービス公社・美津濃株式会社・ミズノスポーツサービス株式会社・株式会社ハリマビステム)

３　指定の期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

（説明）

渋谷区スポーツ施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項及び渋谷区公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年渋谷区条例第１６号）第６条第１項の規定により、この案を提出する。